

教育研究推進センターにおける研究者教育の実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年7月1日 教育研究推進センター長裁定)

教育研究推進センターにおける研究者教育の実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学における研究者教育の実施要項（平成29年3月29日教育研究推進センター長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習)</p> <p>第5 (略)</p> <p>3 倫理委員会に臨床研究等の倫理審査を申請する前には、第1項に定める講習等のうち、センターが必修として指定した講習を、必ず受講しなければならない。ただし、初めて当該講習を受講する<u>年度の場合、併せて</u>、センターが選択として指定した講習を1つ以上受講しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第8 この要項に定める<u>eラーニングの運用を含む</u>研究者教育実施に係る庶務は、総務部研究支援課が処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和元年7月1日から実施し、改正後の第5第3項及び第8の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>eラーニングの整備が進み受講機会が増加したことにより、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習)</p> <p>第5 (略)</p> <p>3 倫理委員会に臨床研究等の倫理審査を申請する前には、第1項に定める講習等のうち、センターが必修として指定した講習を、必ず受講しなければならない。ただし、初めて当該講習を受講した<u>年度には、別に</u>、センターが選択として指定した講習を1つ以上受講しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第8 この要項に定める研究者教育実施に係る庶務は、総務部研究支援課が処理する。</p> <p>(略)</p>